

神戸市立向洋中学校 いじめ防止基本方針

はじめに

本校では、神戸市の『人は人によって人となる』の教育理念の下、校訓を「自立・連帯・創造」と掲げ、教育目標を「自ら学び 自ら考え 正しく判断し 協働する生徒」の育成とし、向洋中学校の教育を推進している。

教師間のコンセプトを「Student First」とし、まずは生徒のことを第一に考え何事にも対処するという共通理解を図っている。いじめに関しては、「どの学校でも どの学級にも どの生徒にも 起こりうる」という基本認識に立ち、神戸市いじめ三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を念頭に、生徒が楽しく心穏やかに安心して学校生活を送ることができるよう、いじめのない向洋中学校とするため「神戸市立向洋中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

「神戸市立向洋中学校いじめ防止基本方針」

「いじめとは・・・」

いじめとは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1. 基本姿勢

- 「いじめ」を訴えてきた生徒の気持ちを第一に考え、「いじめ」の定義に拘らず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場で事実関係を確かめ対応に当たる。
- 神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行う。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- いじめの問題について保護者、地域、関係機関との連携を深める。

2. 教職員の意識と責務

<意識>

- 「いじめ」の構造や対処等の「いじめ問題」についての理解を深め、研鑽を積む。(研修の実施)
 - 「いじめは決して許さない」という姿勢を全教職員が持っていることを様々な活動を通じて生徒に示す。
 - 生徒や保護者からの相談や訴えを親身になって聞く「傾聴」姿勢を持つ。
 - 生徒一人一人の変化に気づく鋭敏な感覚を持つよう努める。
 - 自己の人権感覚を磨き、自己の発言等を振り返るようにする。
 - 管理職への報告や学年や同僚に協力を求めることができる風通しの良い職場とする。
-
- 生徒と生徒、生徒と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
 - 生徒一人一人が自分の居場所を感じられ、自己実現が図れるよう学級経営に努める。
 - SOSが発信できる風通しの良い学級を作る。

- 生徒が興味を持ち、主体的で対話的で深い学びのある分かる授業を行う。
- 生徒の思いやりの心、命の大切にする心等を育むよう、道徳授業を中心とし学校教育活動全体で取り組む。

<責務>

- 教職員は全ての生徒がいじめ等のない学校環境において、安心・安全に学習に取り組むことができるよう、保護者や地域等との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止と早期発見に努めなくてはならない。
- 生徒がいじめを受けていると思われるときには、個人や特定の教職員で問題を抱え込んだりすることなく、早急に校内いじめ問題対策委員会で情報を共有し、適切かつ迅速に指導及び支援する責務を有する。
- いじめの有無にかかわらず、また、生徒指導連絡会とは別に定期的に「いじめ問題対策委員会」を開き、各学年の生徒の情報交換を行う。

3. 家庭の役割と保護者の責務

- 生徒たちの豊かな人間性を育むためには、第一義的に責任を担う保護者が、家庭を安らぎと安心を与える場にすることが大切である。さらに、保護者は日頃から生徒の規範意識を養うため、いじめ等についても日常の生活体験を通じながら、決して許されるものではないということを丁寧に指導しなければならない。
- 生徒がいじめを受けた場合は、速やかに学校と協力をし、生徒をいじめから守らなくてはならない。また、いじめを行った場合においても、学校や関係保護者と協力し、解決に向けた努力をする必要がある。

4. 校内体制

- いじめ問題対策委員会を設置する。
構成は、校長・教頭・生徒指導部長・学年生徒指導係・養護教諭・SCとする。
- いじめ問題対策委員会の役割
 - ・いじめ防止等の取組に関することや相談内容の把握、生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するを行う。
 - ・いじめ相談があった場合には、当該担任等を加え、事実関係の把握、関係生徒、保護者への対応等について協議を行う。なお、いじめに関する情報については、生徒の個人情報の取り扱いに十分に注意しながら本校の教職員が共有するようにする。
 - ・月終りの木曜日に「いじめ問題対策委員会」を開催する。
 - ・毎年度末に、いじめ対策についての取組の検証と改善を行う。

5. いじめを未然に防止するために

<生徒に対して>

- 生徒一人一人が認められ、お互いに大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学校や学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。

- 自己有用感、達成感、成就感が持てる学校生活を送れるよう、教師は生徒を多角的に見つめ様々なしなかけを工夫する。
- 主体的で対話的な深い学びのある分かる授業を行い、生徒の基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- 思いやりの心や生徒一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の授業や学級活動をはじめ、全ての教育活動において指導する。
- 「いじめは決して許されない」という認識がもてるよう、様々な活動の中で指導する。
- 見て見ぬふりをする事は「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら教職員や友だち等に知らせたり、止めさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導する。

<学校全体として>

- 全教育活動を通して「いじめは絶対に許されない」という土壌を作る。
- 担任は生活ノート「忘れないぞう」に生徒が書いてくる内容に留意する。
- いじめに関するアンケート調査(いじめのない安心・安全な学校生活を送るためのアンケート)を学期に1回以上実施する。(5年間保存)その結果から生徒の変化等を把握し、教職員全体で共有する。
- いじめチェックリストを活用し、担任を中心に生徒の状況を複数の教職員で観察する。
- スクールカウンセラーや養護教諭を中心に教育相談体制の充実を図り、全教職員で生徒の心のケアに当たる。
- 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」についての教職員の理解と実践力を深める。
- 生徒会活動を中心に、生徒が自主的に「いじめ撲滅」を目指す取組を進める。
- いつでも、どこでも、誰にでも相談できる風通しの良い環境づくりに努める。

<保護者に対して>

- 生徒が発するサインに気づいたら、まずは学校に相談するよう依頼する。
- 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域との連携を深めることが大切であることを保護者会、学校だより、地域懇話会、地域での会合等で伝え、理解と協力を得る。

6. 「いじめ」の早期発見について

- 教育相談週間を学期に一回設定し、担任が生徒の悩みを相談できる時間を確保する。
- 生活ノート「忘れないぞう」を活用し、担任と生徒が安心して心を開き相談できる関係づくりに努める。
- いじめに関するアンケート調査等も活用し、生徒の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して生徒との信頼関係を深める。
- 教職員がチャンスカウンセリングを意識し、日常の生徒の様子をアンテナを高くし見守る。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携、電話相談窓口の周知等により生徒の相談体制を整える。

7. 「いじめ」の早期対応について

- いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを生徒に伝えていく。
- いじめられている生徒や保護者からの訴えを親身になって聞き、生徒の悩みや苦しみを受け止め、生徒を支え、いじめから守る姿勢をもって対応すること伝える。
- いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職に報告するとともに、校内いじめ問題対策委員会等校内で情報を共有する。
- 学校として組織的な体制の基に事実関係の把握を行う。
- 事実関係を正確に当該保護者へ伝え、学校・家庭の協力のもとに解決していく。
- 状況によっては、教育委員会事務局、東灘警察署、神戸東部少年サポートセンターと連携して対応する。
- いじめを行った生徒の保護者への丁寧な説明と、いじめ解決への協力を依頼する。

8. 特別な支援を必要とする生徒への配慮

- 特別支援学級に在籍する生徒、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対する「いじめ」の未然防止・早期発見・早期指導には十分に配慮する。

9. インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

- パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルールづくり等について、保護者に協力を依頼する。
- インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性について、最新の情報を把握して教職員の研修を実施し、生徒や保護者へ啓発する。
- 情報モラル教育を積極的に進めるため、神戸東部少年サポートセンターをはじめとする関係機関や近隣中学校・校区小学校との連携を進める。
- インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知したときは、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によって警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

10. 保護者・地域との連携

- 保護者、PTA組織、RIC応援団等と連携し、生徒たちのための様々な活動に取り組む。
- 地域や校区内の小学校と連携して地域会議を開催し、地域・学校からいじめを撲滅するための取組を進める。
- PTAや地域の会合等で、学校でのいじめの現状や取組を発信するとともに、家庭や地域での協力、見守りを依頼する。

1 1. 関係機関との連携

- 犯罪行為等が認められるときには、警察や少年サポートセンター、法務局等の関係機関と連携し対応する。
- 学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合には、教育委員会事務局からの指導や関係機関等からの支援を仰ぐ。

1 2. いじめ事案の対処について

- 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、指導の記録を確実にとる。
- 保護者に対して事実を説明するとともに、今後二度と起こらない体制について説明し、理解を得る努力をする。
- いじめられた生徒を守るため、全教職員で情報を共有し解決に向け組織的に素早く誠実に支援を行う。
- いじめを行った生徒には、いじめは決して許さないという毅然とした指導を行う。相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない指導と環境を構築する。
- 教育委員会事務局に事実関係を報告する。

1 3. 重大事態の対応について

- 重大事態が発生した際は、迅速に教育委員会事務局へ報告する。
- 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、教育委員会指導のもと、組織を設け、速やかに事実関係を把握する。
- いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を適切に提供する。

【いじめの重大事態について】

- | |
|---|
| <p>① いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき</p> <ul style="list-style-type: none">・生徒が自死を企画した場合（リストカット、など）・心身に重大な傷害を負った場合（骨折、脳震盪、カッターで刺されそうになった、など）・金品等に重大な被害を被った場合（金銭の授受、スマホを壊された、など）・精神性の疾患を発症した場合（PTSDと診断された、嘔吐・腹痛など心因性の身体反応が続く、など） <p>② いじめにより本校生徒が一定期間連続して欠席しているような場合、もしくは相当の期間（目安：年間30日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
30日には達していないが欠席が続き、本校への復帰が難しく転学、退学をした、など</p> |
|---|

14. その他

- 学校評価においては、毎年度の取組について生徒、保護者、地域からのアンケート調査及び教職員の自己評価を行い検証する。改善策を加味した結果を公表し、次年度の取組に活かす。
- 本基本方針は、本校の状況に応じて、向洋中学校「いじめ問題対策委員会」において点検・見直しを進め適切に改訂を行う。

いじめ対応チーム

